熊本県推奨うまい米基準取り組み届出要領

（目的）

第１　一般財団法人日本穀物検定協会が実施した平成２４年産米の食味ランキングで、県産米３銘柄「森のくまさん」、城北「ヒノヒカリ」、「くまさんの力」が最高ランクの「特Ａ」に格付けされ、中でも森のくまさんは最多得点で「日本一」の評価を得たことから、県産米に対する消費者の注目度や期待が高まっている。

このため、消費者の期待に応えることができる米を生産・出荷し、県産米のブランド力や価値をさらに高め、販売力の強化と農家所得向上につなげていくため、熊本県推奨うまい米基準（以下、「県推奨うまい米基準」という。）を設定した。

この要領は、県推奨うまい米基準取り組み届出の実施に関し、目的を達成するために必要な事項を定める。

（対象）

第２　届出の対象は、熊本県産米を取り扱うJAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」による販売者等（以下「販売者等」という）を対象とする。

農産物流通・販売業者、農業協同組合、農業法人、生産者組織（２名以上の任意組織）

（届出の内容）

第３　販売者等が行う届出の内容は、別表１に定める県推奨うまい米基準に合致したものとする。

（届出書の提出）

第４　県推奨うまい米基準の取り組み届出をしようとする者は、事前に別記様式１に定める届出書を知事あて（熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課）に提出するものとする。

（届出受理書の交付）

第５　知事は提出された届出書の内容が適切であることを確認した場合は、届出の内容、販売者番号、届出者の氏名、使用できるシンボルマークを記載した別記様式２に定める届出受理書を届出者に交付する。

（基準への取り組み届出の有効期間）

第６　届出については、この基準が続く限り有効とする。

　ただし、次の場合には届出書を再提出するものとする。

　（１）経営主が変更になった場合

既届出書を添付のうえ、新たな経営主の氏名で届出書を提出する。なお、法人の代表者が交代した場合については該当しない。

（認定の中止）

第７　届出者が取り組みを中止する場合には、届出受理書を県に返却する。

（届出の取消）

第８　知事は届出者がシンボルマークを不正に使用したことが確認された場合は、知事はその是正を指導することができる。指導等の後も改善が認められない場合には、届出を取り消すことができる。

（情報の公開・提供）

第９　届出書の情報（住所、電話番号を除く。）及び届出受理番号は、熊本県ホームページに公開する。

（情報の提供と収集）

第１０　知事は必要に応じて、届出者に対して、県推奨うまい米基準に関する資料や研修会の情報を送付することができる。また必要に応じアンケート調査等情報収集を行うことができる。

（事務）

第１１　届出受理に関する事務は、熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課が行う。

（その他）

第１２　この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

平成２５年度については、暫定の基準とする。

この要領は、平成２５年１０月３日から施行する。

附則

この要領は、平成３１年２月１２日から施行する。

附則

この要領は、令和２年４月２０日から施行する。

|  |
| --- |
| 別表１　熊本県推奨うまい米基準 |
|  |  | Sランク☆☆☆☆☆ | Aランク☆☆☆ |
| 生産基準（栽培方法） | 特別栽培米 | 必須 | 任意 |
| 種子更新 | 必須 | 必須 |
| 地域の耕種基準を順守 | 必須 | 必須 |
| 品質基準（玄米） | タンパク質含有率（水分15％換算） | 6.5%以下 | 7.0%以下 |
| 検査等級（農産物検査） | 1等 | 2等以上 |
| 篩目（ふるいめ）の大きさ（調整方法） | 1.85mm以上 | 1.8mm以上 |
| 水分 | 14.0～15.0％ | 14.0～15.0％ |
| 品質基準（精米） | 色彩選別 | 必須 | 任意 |

注）熊本県奨励品種・認定品種を対象とする。

タンパク質含有率の測定については、測定機器の毎年点検を行うなど、精度の維持に努める。また、値については、玄米水分を15.0％に換算した時の値とする。